

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（西宮コミュニティ協会）、出資団体監査（公益財団法人西宮市国際交流協会）及び指定管理者監査（日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年7月5日

西宮市監査委員 石原俊彦
 西宮市監査委員 佐竹令次
 西宮市監査委員 板戸史朗
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年3月31日
西宮コミュニティ協会	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年5月31日
公益財団法人 西宮市国際交流協会	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年5月31日
日本管財・文化律灘・ HA2B共同事業体	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年5月31日
措置の内容	別紙のとおり		

西市協発第9号
令和4年5月31日
(2022年)

西宮市監査委員 石原 俊彦 様
同 佐竹 令次 様
同 板戸 史朗 様
同 大川原成彦 様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 措置を講じた部局 市民局
- 2 監査結果報告名 財政援助団体監査結果報告
(西宮コミュニティ協会)
- 3 監査結果提出日 令和3年11月19日報告監第7号
- 4 措置状況 別紙のとおり

西宮コミュニティ協会

財政援助団体監査結果報告書に基づき講じた措置 (令和3年11月19日付報告監第7号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P13

1 補助事業の実績報告に係るもの

(1) 協会

補助事業の実績報告書を、代議員会により決算が認定される前に市に提出していた。協会は、代議員会が決算を認定した後に実績報告を行うべきである。

(講じた措置)

補助事業の実績報告書につきましては、今後は代議員会において決算が認定された後に、西宮コミュニティ協会から市に実績報告書を提出するように改めます。

(要改善事項)

監査結果報告書 P13

1 補助事業の実績報告に係るもの

(2) 所管課

所管課は、代議員会により決算が認定されたことを確認した上で、補助事業の内容を審査し、補助金の額を確定すべきである。

(講じた措置)

補助事業の実績報告につきましては、今後は、代議員会において決算が認定されたことを確認のうえ、補助事業の内容を審査し、補助金額を確定するように改めます。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P14

1 地域情報誌「宮っ子」の発行

地域情報誌「宮っ子」の発行は、地域情報を提供することにより地域への愛着形成や地域をつなぐ活動である。また、市民ボランティアの手により40年以上継続されており、広く市民に親しまれている。

しかし、市民ボランティアも高齢化している中、「宮っ子」発行に携わる市民ボランティアの負担軽減や新たな人材の確保などが課題となっており、今後も持続可能な事業となるよう所管課と共に検討を進められたい。

(講じた措置)

西宮コミュニティ協会において、地域情報誌「宮っ子」の発行事業を今後も継続していけるように、協会内で「宮っ子」の見直しに関する議論が行われた結果、編集及び配布に係る負担軽減を目的に、令和3年11・12月号から8ページの削減が行われました。また、協会の令和4年度事業計画では、「つながる地域」への具体的な取り組みとして、若い世代に参画してもらえる仕組みを検討することとしています。

「宮っ子」の発行が持続可能な事業となるよう、西宮コミュニティ協会と市で引き続き検討を行ってまいります。